

放送を巡る諸課題に関する検討会（第17回）

# ヒアリングご説明資料

---

平成29年9月20日

日本放送協会

# 本日まで説明する項目

---

## 1. NHK受信料制度等検討委員会

諮問第2号・第3号答申について

## 2. 平成29年度試験的提供Bの計画概要について

## 3. 常時同時配信開始にあたっての基本的な考え方について

## 4. NHKグループの効率的な業務運営について

# 1. NHK受信料制度等検討委員会諮問第2号・第3号答申について

---

# N H K 受信料制度等検討委員会について

諮問第 1 号 「常時同時配信の負担のあり方について」

諮問第 2 号 「公平負担徹底のあり方について」

諮問第 3 号 「受信料体系のあり方について」

- 平成 2 9 年 2 月 2 7 日 第 1 回 座長選出、諮問事項等説明、意見交換
- 3 月 7 日 第 2 回 諮問第 1 号説明、意見交換
- 3 月 3 1 日 第 3 回 諮問第 2 号説明、意見交換
- 4 月 7 日 第 4 回 諮問第 3 号説明、意見交換
- 4 月 1 9 日 第 5 回 諮問第 1 号意見交換
- 5 月 1 1 日 第 6 回 諮問第 1 号、第 2 号意見交換
- 5 月 2 5 日 第 7 回 諮問第 1 号、第 3 号意見交換
- 6 月 8 日 第 8 回 諮問第 1 号、第 2 号意見交換
- 6 月 2 2 日 第 9 回 諮問第 1 号、第 3 号意見交換
- 6 月 2 7 日 諮問第 1 号「答申(案)概要」公表
- 6 月 2 8 日～7 月 1 1 日 諮問第 1 号「答申(案)概要」パブリックコメント
- 7 月 6 日 第 1 0 回 諮問第 1 号～第 3 号意見交換
- 7 月 1 9 日 第 1 1 回 諮問第 1 号～第 3 号意見交換
- 7 月 2 5 日 諮問第 1 号「答申」公表、第 2 号、第 3 号「答申(案)概要」公表
- 7 月 2 6 日～8 月 1 5 日 諮問第 2 号、第 3 号「答申(案)概要」パブリックコメント
- 7 月 2 7 日 第 1 2 回 諮問第 1 号パブコメ結果公表意見交換、第 2 号、第 3 号意見交換
- 9 月 5 日 第 1 3 回 諮問第 2 号、第 3 号意見交換
- 9 月 1 2 日 諮問第 2 号、第 3 号「答申」公表

意見交換  
 諮問第 2 号 7 回  
 諮問第 3 号 7 回

## 諮問第2号・第3号「答申（案）概要」に関する意見募集の結果

### ① 意見募集期間

- 平成29年7月26日から平成29年8月15日まで

### ② 提出された意見の件数、意見提出者

#### 諮問第2号

- 提出された意見の件数： 131件
  - ・個人： 112件
  - ・団体： 19件

#### 諮問第3号

- 提出された意見の件数： 2,268件
  - ・個人： 2,230件
  - ・団体： 38件

→意見を受け、諮問第2号・第3号あわせて8箇所では答申の記述を追加・変更

## 諮問第2号「答申」要旨

### ● 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」

今後、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、諸外国の公共放送の取り組み事例等を踏まえ、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から、適切な制度整備のあり方について、見解を求める。

(検討の背景)

- ▽ 受信料は、公共放送としてのNHKが、自主・自律を堅持し、あまねく全国に豊かで良い放送番組を提供する等、その社会的使命を果たすための財政的な基盤であり、受信料制度は、視聴者・国民が受信料を公平に負担することによって成り立つものである。このため、放送法第64条第1項において、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結することが規定されている。
- ▽ しかしながら、受信設備を設置した者のうち約20%が受信料の支払いがまだないと推定され、受信料を支払っている多数（約80%）の者にとって不公平な状態となり、制度の趣旨や不公平感の解消の観点から、公平負担の徹底が必要である。さらに、その結果としての受信料収入の増加は、放送サービスの充実や視聴者・国民の負担軽減等という形で還元につながることから、公平負担の徹底は、視聴者・国民の利益に結びつくことになる。
- ▽ NHKは、これまでも公平負担の徹底に向け、法人委託の拡大による体制整備や各種事業者との連携強化および民事手続きの実施等、現行制度内で実施可能なさまざまな取り組みを進めてきている。一方、受信設備を設置した者が、自主的に契約の締結を申し出る割合は限定的であり、契約収納のための訪問活動が不可欠となっているが、受信設備の設置を確認することや、契約・支払いの応諾を得ることに困難性がある。さらに、オートロック式共同住宅の増加や在宅時間の深夜化等、住環境・生活時間帯の変化により、訪問活動による受信者の把握や面接が、視聴者・国民の生活様式に合わない状況も生じてきている。

(次頁に続く)

## 諮問第2号「答申」要旨（続き）

### （検討の論点）

- ▽ こうした状況に鑑み、公平負担を徹底し不公平な状態を解消するため、受信料の支払率が90%を超える主な海外の公共放送の事例を参考に、視聴者・国民にとっての利便性等を考慮して、「居住情報の利活用制度」「受信設備の設置状況の確認制度」「不払い等を抑止する制度」「公共料金等との一括支払い制度」について検討した。

### （居住情報の利活用制度）

- ▽ 「居住情報の利活用制度」は、NHKが公益事業者等に対して、受信契約が確認できない家屋の居住情報を照会することにより、郵送による契約案内を可能とするものである。この制度は、視聴者・国民にとって、訪問を受けることなく契約手続きを簡便に行えるという利点がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には、公益性・合理性が認められることから、制度を整備する妥当性があると考えられる。

具体的には、個人情報保護の観点から、照会できる情報の内容を氏名・住所に限定するとともに、利活用の目的および照会先についても限定し、情報の安全管理措置を十分に講じたうえで、必要な範囲内に限り情報を照会できる制度を検討することが妥当と考えられる。

### （受信設備の設置状況の確認制度）

- ▽ 「受信設備の設置状況の確認制度」は、NHKからの郵送による照会に対して、受信設備を設置していない場合は申し出てもらふこと等により、設置状況を確認するものである。この制度は、受信設備を設置していない者にとって、申し出ることにより訪問による契約勧奨を受けることがなくなるという利点がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には公益性・合理性が認められる。また、視聴者からの申し出以外にNHKは受信設備の設置状況を確認する方法がないことから、制度を整備する妥当性があると考えられる。

具体的には、NHKからの照会に対して未設置の申し出がないことに加え、屋外の受信設備が確認できることと組み合わせる等、受信設備の設置を推定しうる合理的な前提事実に基づき「設置」を推定したうえで契約の締結を求め、受信設備を設置していないことが確認できた場合は、契約の締結を求めない制度を検討することが妥当と考えられる。

## 諮問第2号「答申」要旨（続き）

---

### （不払い等を抑止する制度）

- ▽ 「不払い等を抑止する制度」について、放送法に罰則は規定されていない。海外の公共放送で整備されているような罰則を法制化しようとする場合には、受信料の支払義務を法律に規定することが必要となるが、このように制度を改めて罰則を伴う支払義務化を行うことは、NHKの公共放送としての性格への影響等を考慮すると、慎重に検討すべきである。「不払い等を抑止する制度」としては、既に放送受信規約に割増金が規定されており、その運用について検討することが妥当と考えられる。

### （公共料金等との一括支払い制度）

- ▽ 「公共料金等との一括支払い制度」は、視聴者・国民の支払いに関する利便性が向上すること等から、その仕組みを整備・運用する必要性はあると考えられる。ただし、事業者を受信料の収納業務を行う義務を法的に課す形は、受信料の収納業務全般を特定の企業に任せることになるため、公共放送としての性格や使命に疑念を持たれる可能性があるとともに、視聴者に支払方法を強制することになるため、困難と考えられる。現在、NHKが一部で行っているように、各事業者との自主的な取り組みを推進する形が妥当と考えられる。

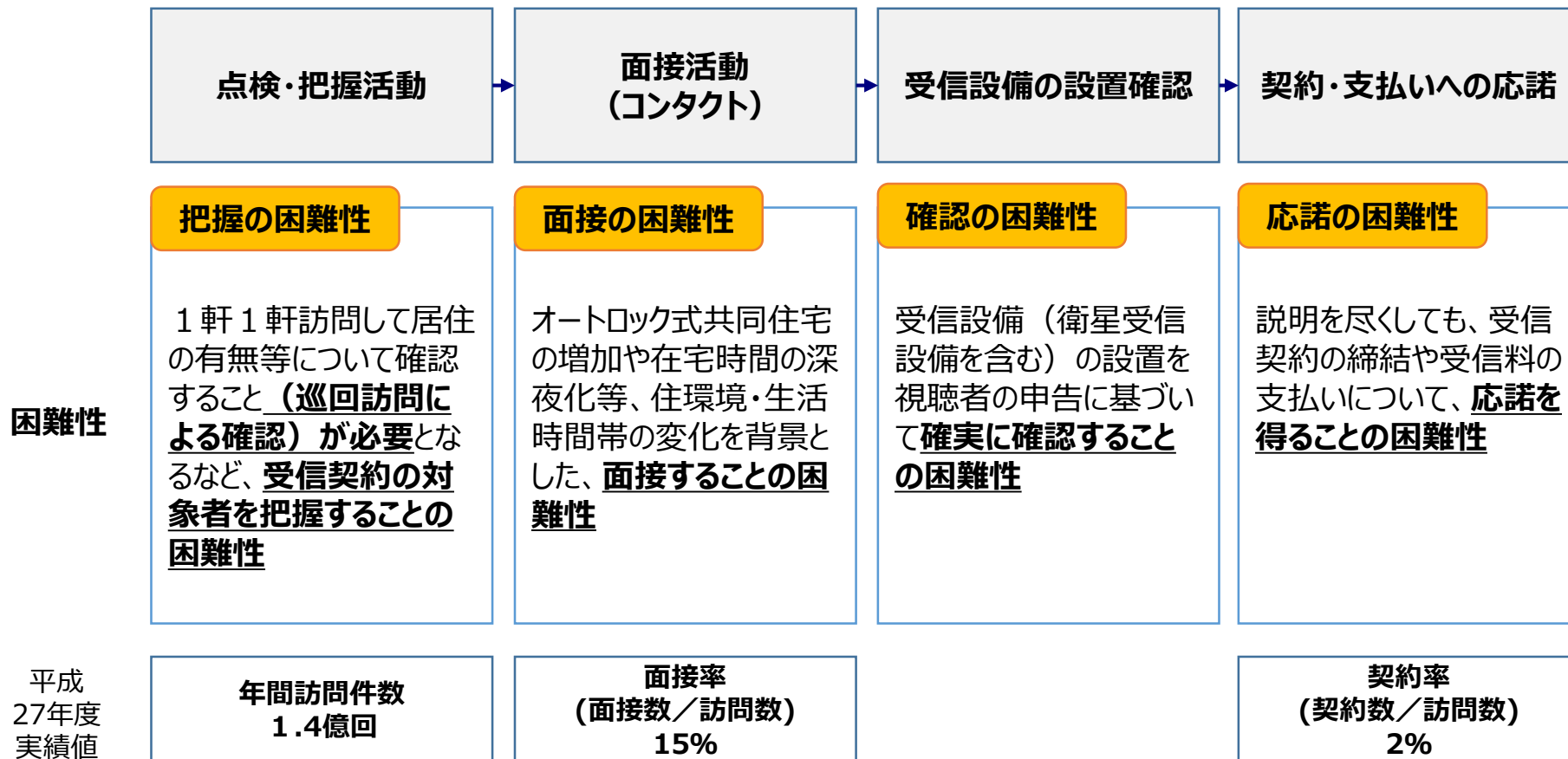
### （おわりに）

- ▽ 答申では、受信料の公平負担が、公共放送を維持運営するために極めて重要であるとともに、不公平な状態となっていることを重く見て、採りうる制度について見解を示した。必要性・妥当性があるとした制度の整備・運用にあたっては、視聴者・国民の理解を得ることが重要であり、NHKが信頼され、公共放送として求められる役割・機能を果たしていることが前提となる。そのうえで、どの程度の公平負担の徹底と経費の削減が期待できるかについて具体的に示すことも重要となる。NHKにおいて、具体的な検討を進め、制度の整備・運用により不公平な状態が解消され、視聴者・国民に対して適切な還元がなされることを期待する。



## (参考) 契約収納活動における困難性

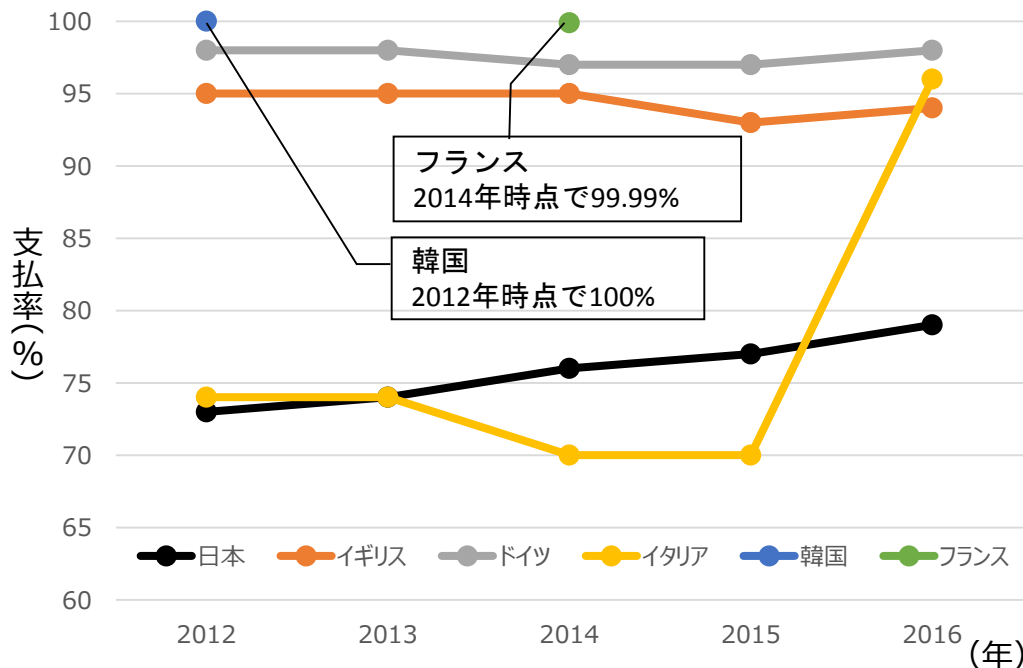
契約収納活動においては、主に「把握」「面接」「確認」「応諾」の4つの困難性が存在する。



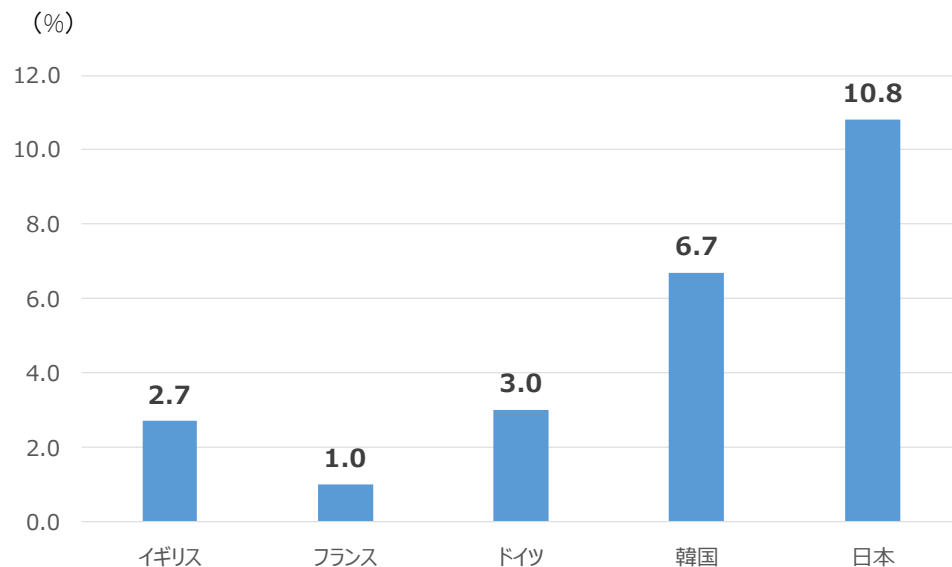
## (参考) 海外公共放送とNHKの支払率・営業経費率推移比較

- 海外の公共放送の支払率は概ね高い水準で推移している。イタリアでは受信機未設置申告制度等の導入により、2016年の支払率はイギリスやドイツなどの水準に達する見通し。
- 営業経費率（収納経費額の収入に対する割合）は、制度が異なることもあり、一概に比較はできないが、収納活動の進め方の違いも背景に、NHKに比べて低い数値となっている。

海外の公共放送およびNHKの支払率



海外の公共放送およびNHKの営業経費率



(注1) イギリスに関しては、2013年以降、受信許可料の収納を行っているTV Licensingが公開している支払率は、“94-95%”という公開の仕方になっている。また、2015年は、英国の視聴率調査機関BARBによる「TV保有世帯」の定義が変わった（TV番組受信の方法を明示できないがTVを保有しているとした世帯を「TV保有世帯」にカウントするようになった等）ことで「TV保有世帯」総数が増え、支払率が下がったとしている

(注2) ドイツは、未払率から引き算して算定している。2016年は計画値

(注3) イタリアは、未払率から引き算して算定している。2016年の数値は受信料収納を担う歳入庁長官の発言として、2017年2月10日に報道された数値を活用

(注4) イギリスは2015年度、フランス・ドイツは2014年度、韓国は2012年度、日本は平成28年度のデータ

(注5) イタリアは未公開

## 諮問第3号「答申」要旨

### ● 諮問第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

(注) 本諮問において受信料体系とは、放送法の受信料制度に関わる規定の下で、NHKが、総務大臣の認可を得て定めている「日本放送協会放送受信規約」および「日本放送協会放送受信料免除基準」の内容を指している。本諮問は、そのうち視聴者・国民の負担のあり方の基本となる、世帯・事業所における契約の単位の考え方および免除の対象の考え方等について見解を求められたものである。

#### (検討の背景)

- ▽ メディア環境や社会経済状況が変化するなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方について、その妥当性をあらためて検討する必要がある。

#### (世帯における契約のあり方)

- ▽ 世帯における受信契約の単位については、現時点では依然としてテレビ受信機が視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族（世帯）で見るという視聴実態が個人視聴を上回っており、住居におけるテレビ受信機は世帯で設置しているものと認識されている状況は大きく変化していないこと等から、「世帯単位」を維持することが妥当である。
- ▽ 世帯の定義については、放送受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められている。単身世帯の増加等に鑑み、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても、検討の対象となりうる。家族割引の拡大や世帯の定義の変更（同一生計のみとする）が選択肢としては考えられるが、免除制度との整合性、負担の公平性の確保、受信料収入の減少や今後の視聴形態の動向等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

(次頁に続く)

## 諮問第3号「答申」要旨（続き）

---

### （事業所における契約のあり方）

- ▽ 事業所における受信契約の単位については、現在、「設置場所単位」となっているが、海外における事例を参考にすると、「施設単位」や「機器単位」も選択肢となりうる。しかし、いずれも負担の公平性や受信料収入の減少等の観点から課題があるとともに、単位の変更は受信料体系を抜本的に変更することであり、現行受信料体系との整合性や運用の実効性を十分に考慮することが必要と考えられる。このため、事業所における契約のあり方を検討する場合でも、現時点では「設置場所単位」を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、事業者間の公平性や納得性、NHKの財政状況および世帯における負担とのバランス等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

### （受信料免除のあり方）

- ▽ 受信料免除については、今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平性を重視し、限定的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切と考えられる。
- ▽ ただし、免除の対象について、社会経済状況や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合に、あらためて検討することまで妨げるものではない。検討する際には、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたる財政状況への影響等を十分に考慮して、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に限定することが重要である。

### （おわりに）

- ▽ 現行制度における受信料体系のあり方は、視聴者・国民の負担のあり方そのものであり、常に公平性・合理性のあるものとして、広く視聴者・国民に受け入れられることが必要となる。そのため、NHKには常にメディア環境や社会経済状況の変化等を注視し、視聴者・国民の声を把握しながら、受信料体系のあり方について検討することが求められる。答申は、メディア環境や社会経済状況について、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえでとりまとめたが、それらは今後も変化していくことが予想される。NHKには、受信料体系が常に時勢に適合したものとなるよう、引き続き検討することを期待する。

## 2. 平成29年度試験的提供Bの計画概要について

---

# 実施概要

実施日程	平成29年10月30日(月)～11月26日(日)								
提供内容	<table border="1"><tr><td data-bbox="462 472 689 611">対象波</td><td data-bbox="706 472 1908 611">総合テレビ、教育テレビの2波で実施</td></tr><tr><td data-bbox="462 625 689 819">提供サービス</td><td data-bbox="706 625 1908 819">同時配信に加え、早戻し、見逃しの配信を実施 (見逃しは同時配信終了直後から1週間)</td></tr><tr><td data-bbox="462 833 689 968">地域放送番組</td><td data-bbox="706 833 1908 968">大阪局、静岡局で実施</td></tr><tr><td data-bbox="462 982 689 1119">アプリ、Webサイト</td><td data-bbox="706 982 1908 1119">アプリ、Webサイトを新たに制作</td></tr></table>	対象波	総合テレビ、教育テレビの2波で実施	提供サービス	同時配信に加え、早戻し、見逃しの配信を実施 (見逃しは同時配信終了直後から1週間)	地域放送番組	大阪局、静岡局で実施	アプリ、Webサイト	アプリ、Webサイトを新たに制作
対象波	総合テレビ、教育テレビの2波で実施								
提供サービス	同時配信に加え、早戻し、見逃しの配信を実施 (見逃しは同時配信終了直後から1週間)								
地域放送番組	大阪局、静岡局で実施								
アプリ、Webサイト	アプリ、Webサイトを新たに制作								
提供時間	1日20時間以内 (午前5時から翌午前1時の間)								

# 検証項目概要

検証項目	主な検証概要
主にネットを利用する人の分析 (テレビを持たない人も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送同時配信の公共的な役割について検証</li> <li>利用状況の確認</li> </ul>
早朝・深夜、イベント時等の利用動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>早朝・深夜の利用動向の確認</li> <li>スポーツイベント時のトラフィック傾向を確認 (NHK杯フィギュア、大相撲九州場所)</li> </ul>
サービスの評価の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>早戻し配信・見逃し配信の評価・利用状況の確認</li> <li>アプリ・Webの操作のしやすさ等の評価を確認</li> </ul>
地域放送番組の配信 (「地域制限」の検証を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術、運用、コストの確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「フタかぶせ」の運用を大阪局・静岡局で実施</li> <li>✓ 「地域制限」の期間と、別の地域も視聴できる期間を設け、いずれも利用できることを確認</li> </ul> </li> </ul>

※ この他に権利処理・システムに関する検証も前回同様に実施。

# 調査概要

	①一般向け調査	②地域居住者向け調査		③若者調査 (ケーススタディとして実施)
		近畿地方	静岡県	
エリア	全国	近畿 (大阪、兵庫、京都、奈良、和歌山、滋賀)	静岡	首都圏 (東京、神奈川、千葉、埼玉)(予定)
調査対象	16歳-69歳男女 ※ 人口構成比に合わせる(性年代別)	20歳-69歳男女 ※ 人口構成比に合わせる(性年代別)		高校1年生～ 大学4年生 (大学生が中心)
被験者数	5,000程度	2,000程度	500程度	100程度
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>主にネットを利用する人(テレビを持たない人も含む)も対象とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域制限有無の同時配信を、期間を分けて実施する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>グループインタビューを実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査会社に被験者の確保を委託(NHKの同時配信実験であることを明示)</li> <li>被験者は、アプリまたはPCサイトに事前にログインエントリー確認を必須とする</li> </ul>				



(参考)

## 平成29年度試験的提供 概要案と実施基準変更内容案

## 試験概要(案)

実施基準変更内容  
(案)

	検証項目(案)	主な検証概要(案)		実施基準変更内容(案)
試験的提供 B	地域放送番組の配信 (「地域制限」の検証を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送対象地域内に限定して配信する「地域制限」も実施</li> <li>技術、運用、コストの確認</li> <li>地域発配信の評価や利用状況の確認</li> </ul>	➡	検証項目の追加
	主にネットを利用する人の調査 (テレビを持たない人も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送同時配信の公共的な役割について検証</li> <li>利用状況の確認</li> </ul>	➡	受信契約者以外も参加可能に
	早朝・深夜、イベント等の利用動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>早朝・深夜の利用動向の確認</li> <li>通常時とイベント時などのトラフィックの違い等の確認</li> </ul>	➡	提供時間拡大 (1日20時間以内)
	サービスの評価の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>早戻し配信・見逃し配信の評価・利用状況の確認</li> <li>アプリ・Webの操作のしやすさ等の評価を確認</li> </ul>	➡	早戻し配信・見逃し配信実施可能
A ②	ピョンチャン五輪での実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京大会を想定し、大規模なアクセス時の利用状況やシステム負荷を確認</li> </ul>	➡	競技放送(総合・Eテレ)は原則配信可能に (1日16時間以内)
C	4Kの実験的配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイブリッドキャストを利用した実験的配信で、技術的課題を確認。ピョンチャン五輪等での実施を想定</li> </ul>	➡	試験放送番組を配信可能に (1日5時間以内)

### 3. 常時同時配信開始にあたっての基本的な考え方について

# なぜ常時同時配信を要望するのか


- インターネットの利用拡大や携帯端末の急速な普及などにより、視聴者のコンテンツ視聴や情報取得のあり方が多様化しています。NHKは、視聴者・国民の利便性を高めるため、テレビなどの放送を太い幹としつつ、インターネットも適切に活用して、正確な情報や多彩な番組を届けたいと考えています。
- NHKが実施するインターネット活用業務は、放送を補完し、その効用・効果を高めるものであり、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元することが目的です。「常時同時配信」もその一環であり、放送で流れている番組を、受信契約世帯向けのサービスとして、そのままインターネットでも見るようにする、いわば「視聴機会の拡大」です。
- 海外では、多くの公共放送が、常時同時配信を実施し、視聴者・国民の利便性を高めています。NHKとしても、視聴者・国民がインターネットを通じて、「いつでも、どこでも」必要な情報・コンテンツを得ることができるよう「視聴機会の拡大」を図り、災害時・緊急時などにも放送と同様に同時配信を視聴していただくことにより、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たしてまいりたいと考えています。

# サービス開始時の基本的な考え方

- 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- 受信契約世帯の構成員は、追加負担なく利用できるようにする。
- 受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面などの視聴にとどめる。  
なお、災害時など広く情報を提供する必要がある際には、利用可能とする。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する。
- 開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を配信する。
- 地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から、段階的に拡充し、その際、地域制限を行う。
- 見逃し配信については、NODとの関係を整理した上で、試験的提供の結果や他局のサービスなど市場への影響等も踏まえて、一定期間の視聴をめざす。
- 常時同時配信にかかる費用は総額の上限を定めて運用する。

## NHK受信料制度等検討委員会 諮問第1号のポイント

- 既に放送受信契約を結んでいる世帯に対しては、追加負担なしで利用できるようにすることが適当。
- 上記以外の世帯の費用負担の性質としては、インフラ環境の整備や国民的な合意形成の環境が整うことを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性あり。受信料型は、視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかると予想され、有料対価型や一定の期間は費用負担を求めないといった当面の暫定措置を検討する必要あり。
- 大規模災害時等、広く情報を届ける必要性の高い場面においては、認証や契約の状況にかかわらず特例的な運用を可能にする等、柔軟性をもつ制度・運用とすることが望ましい。



公平負担の観点も考慮し、常時同時配信の開始時のサービスは、受信契約世帯向けに設計。新たな負担を求めるものではない。

## 4. NHKグループの効率的な業務運営について

---

# 現経営計画（平成27-29年度）における業務体制改革①

## 重点方針

### 5. 創造と効率を追求する、最適な組織に改革

- 本体と関連団体の構造改革を進め、豊かな放送・サービスを創り出すNHKグループの総合力、コンテンツ制作力の強化に向けて、経営資源を重点的に再配置し、創造性と一層の効率的運営を追求します。
- 多様な働き方ができる環境を整備し、NHKグループ全体で、人材の確保・育成を図ります。
- コンプライアンスを徹底し、「放送ガイドライン」を順守して、放送の自主・自律を堅持します。

## 重点事項と主な施策

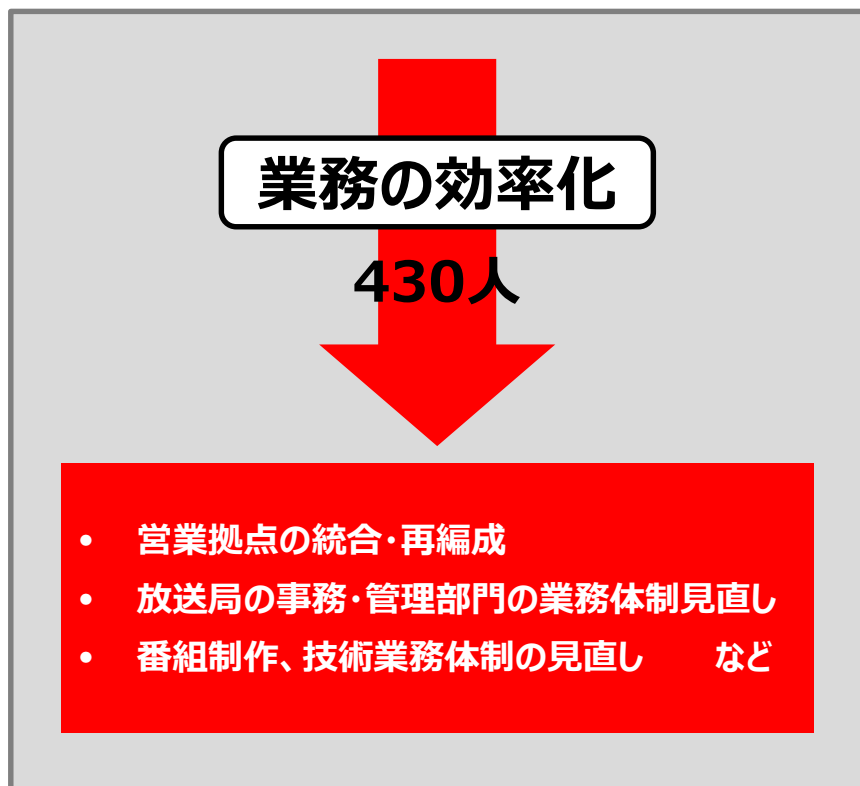
### ① コンテンツ制作力強化のため、NHKグループ全体の業務体制改革を推進

- 取材・制作力の強化などに対応するため、本部・放送局を一貫した業務の見直しと経営資源の重点再配置を行う業務体制の改革を着実に推進

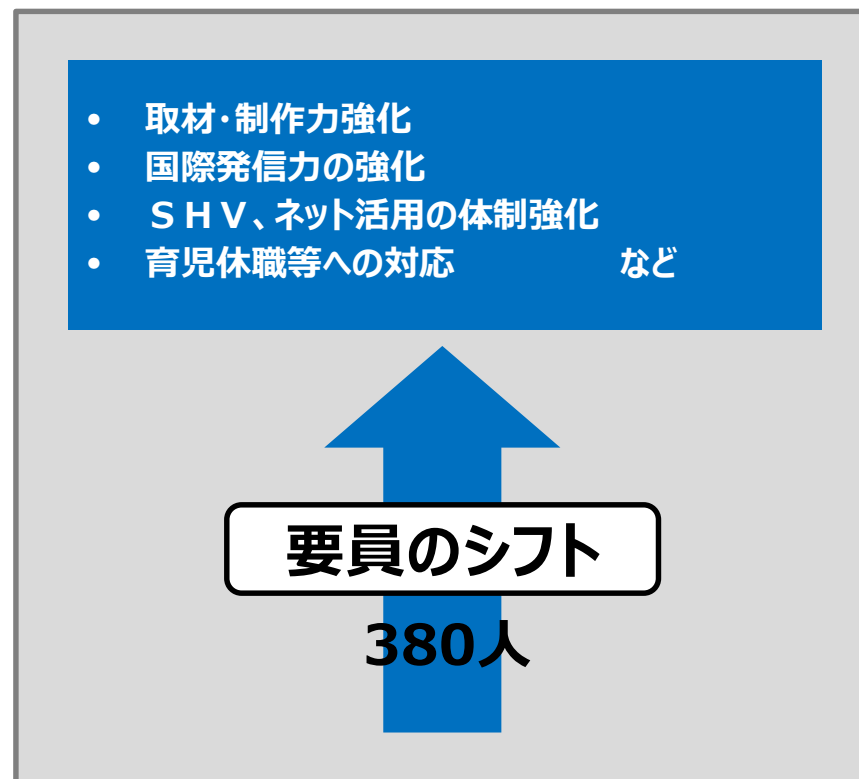
# 現経営計画（平成27-29年度）における業務体制改革②

- 業務の効率化により、取材・制作力強化や、国際発信力の強化、スーパーハイビジョン、インターネット活用など重点業務に要員のシフトを行い、安定的に 持続可能な業務・要員体制を構築。

要員数10,292人（平成26年度）



要員数10,242人（29年度計画値\*）



\*2020東京に向けた一時的増員を含まず



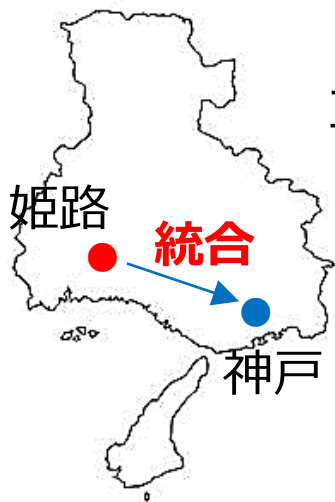
# 業務の効率化の具体例①

## 営業

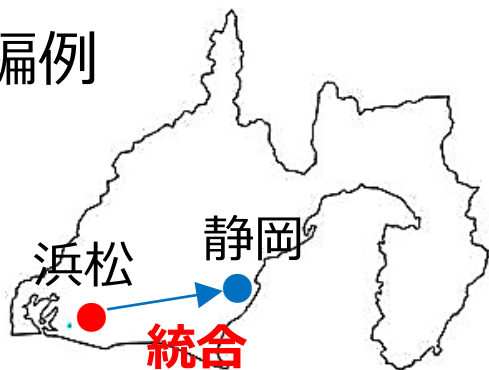
営業拠点の統合など

平成27年度 69拠点 → 平成29年度 62拠点

再編例



兵庫県



静岡県

## 事務・管理

北海道内の  
経理業務集約など

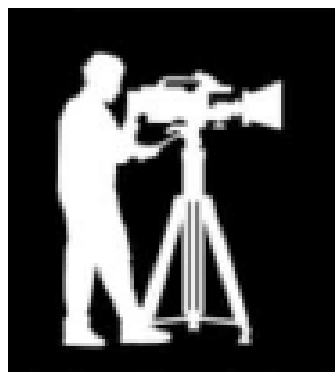


北海道

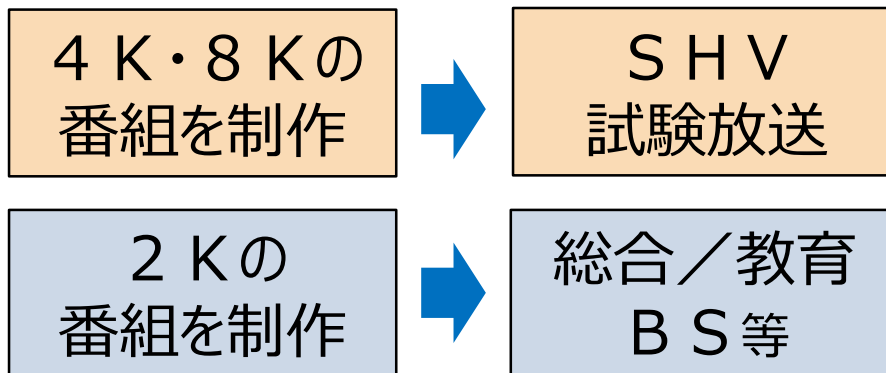
## 業務の効率化の具体例②

### 放送

- 4 K・8 K 番組の制作とともに 2 K 番組を制作し放送するなど、効率的な一体化制作を実施



4 K・8 Kで撮影



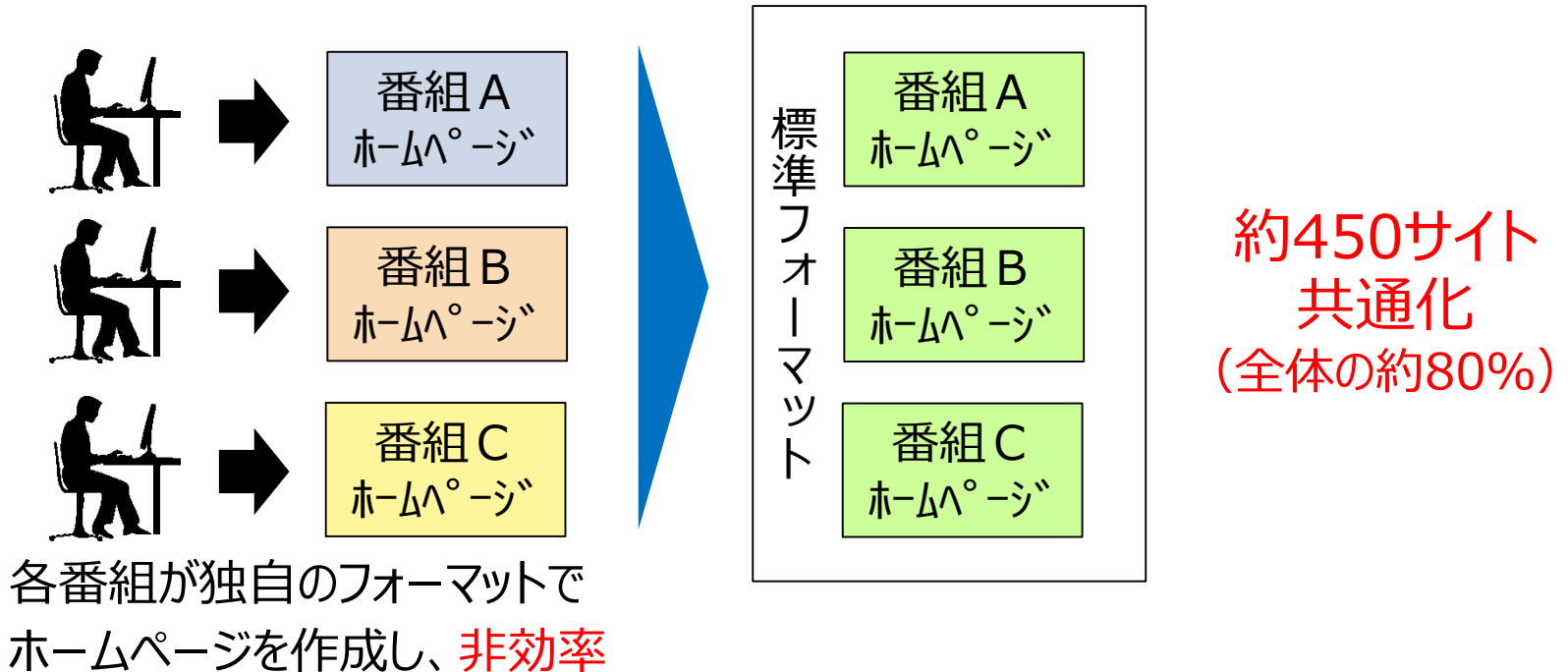
- (例) 大河ファンタジー 精霊の守り人 (4 K・2 K 一体化)  
日曜美術館・美の壺など (8 K・2 K 一体化)

- 来年12月から開始する実用放送では、さらなる一体化制作と効率的・効果的な編成を推進

## 業務の効率化の具体例③

### ネット活用業務

- ポータルサイトの統合・廃止 28年度→29年度 **20%削減**  
(例) Eテレ・BSの各ポータルサイト廃止、らじる★らじる・R1・R2・FMサイトの統合…など
- NHKオンラインのWEBページの標準フォーマットを作成し、番組ごとに異なっていたページ作成業務を共通化

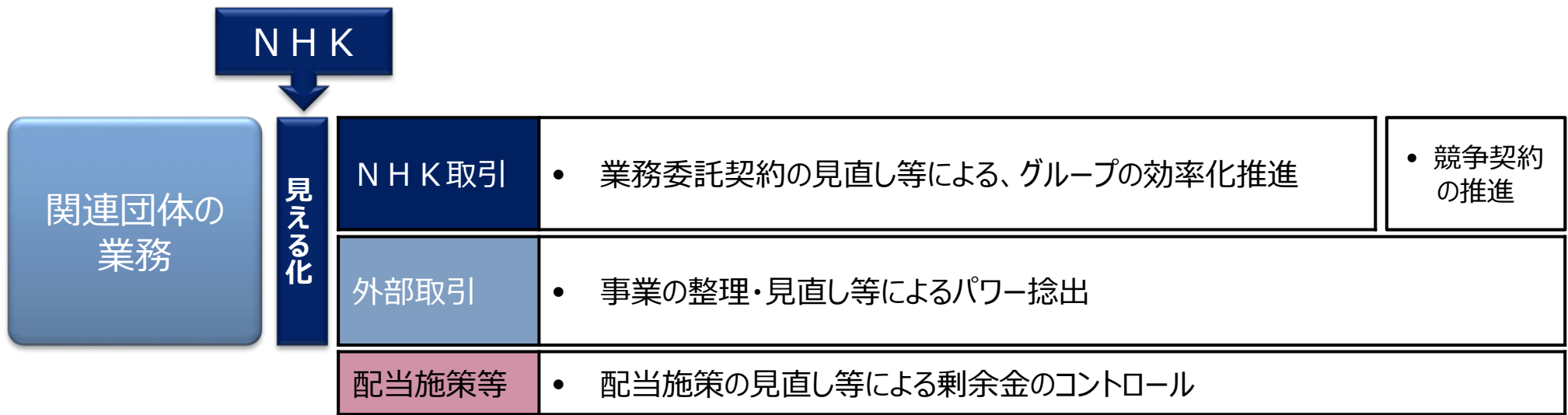


# 現経営計画（平成27-29年度）における関連団体の業務体制改革

- 関連団体の業務について、NHK主導によるガバナンス強化や、委託業務の効率化、事業の見直しによる要員シフトなどに積極的に取り組んでいる。

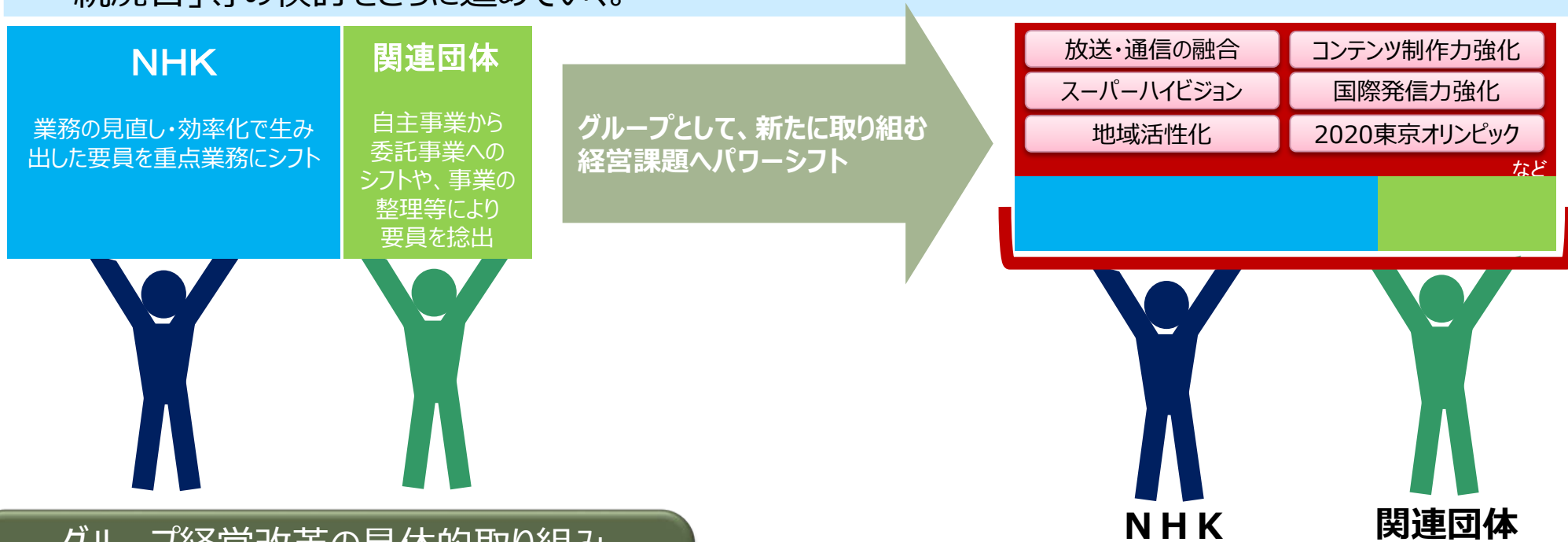
## 上場企業水準の視点でガバナンスを強化

- 本体の内部統制と監査の範囲を拡大し、関連団体の非委託事業も含めグループ全体を掌握
- 子会社に差し入れる非常勤取締役を充実し、取締役会を活性化
- 外部から常勤監査役を起用
- 子会社に対し、内部統制の評価結果の報告を義務付け



# 「次期経営計画」(平成30-32年度)におけるグループ全体での業務体制改革

- 平成30年度からの次期経営計画においては、グループが一丸となって、“連結ベース”で経営課題に取り組んでいく。
- NHKは、引き続き、業務の見直し・効率化により生み出した要員を重点業務にシフト。
- 関連団体は、これまでの業務をゼロベースで見直し、「関連団体の役割の再定義」、「業務の見直し・統廃合」等の検討をさらに進めていく。



## グループ経営改革の具体的取り組み

- 技術分野では、「NHKアイテック」と「NHKメディアテクノロジー」の事業統合に向け、具体的な検討に着手。
- 放送、管理など、他の分野も同様に、グループ一体となった要員、業務の見直しを進めていく。